

館林市・板倉町合併協議会

協議経過報告書

平成31年3月18日

目 次

ページ

1 館林市・板倉町合併協議会設置から休止までの経緯	1
(1) 合併協議会設置から休止までの流れ	
(2) 合併協議会の休止に至るまでの経緯	
2 館林市・板倉町合併協議会の役割と組織	4
(1) 合併協議会	
(2) 幹事会	
(3) 専門部会	
(4) 各種事業担当部署	
(5) 事務局	
3 合併協議における協定項目及び調整方針	7
(1) 合併協定項目等	
(2) 合併協議における調整方針	
4 合併協議会の開催状況及び内容	9
(1) 第1回合併協議会	
(2) 第2回合併協議会	
(3) 第3回合併協議会	
(4) 第4回合併協議会	
(5) 第5回合併協議会	
(6) 第6回合併協議会	
(7) 第7回合併協議会	
(8) 第8回合併協議会	
(9) 第9回合併協議会	
(10) 第10回合併協議会	
(11) 第11回合併協議会	
(12) 第12回合併協議会	
(13) 第13回合併協議会	
(14) 第14回合併協議会	

(15) 第15回合併協議会	
5 幹事会の開催状況	2 2
6 専門部会の開催状況	2 3
7 新市基本計画の策定状況	2 4
8 広聴広報事業	2 4
(1) ホームページで公開した合併協議会に対するお問合せと回答	
(2) ホームページの開設時期と閲覧件数	
(3) 合併協議会だよりの発行	
(4) 出前講座の開催	
9 合併協議会に要した費用	2 6
(1) 平成28年度	
(2) 平成29年度	
(3) 平成30年度	
10 両市町議会の主な取り組み	2 9
(1) 合併協議会設置の議決	
(2) 特別委員会の設置	
11 群馬県との連携	2 9
(1) 群馬県市町村合併協議会支援補助金	
(2) 助言	
(3) 講演会の開催	
12 合併協議経過状況	3 0
13 合併協定項目の協議状況	4 4
14 関係規約等	5 4
15 委員名簿	7 6

1 館林市・板倉町合併協議会設置から休止までの経緯

(1) 合併協議会設置から休止までの流れ

期日	内容
平成27年11月10日	合併協議会設置請求代表者（板倉町民）が合併協議会設置請求のための署名収集を実施
12月7日	合併協議会設置請求代表者が板倉町選挙管理委員会へ収集した署名簿を提出
12月28日	板倉町選挙管理委員会による署名簿の審査及び縦覧が終了し有効署名総数（647人）を告示
12月29日	合併協議会設置請求代表者が板倉町長へ合併協議会の設置を請求
平成28年1月4日	板倉町長が館林市長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議するかしないかを意見照会
3月1日	館林市長が板倉町長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議する旨を回答
4月15日	館林市議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置について可決
4月21日	板倉町議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置について可決
6月1日	館林市長及び板倉町長による合併協議会規約に関する協議を実施し、館林市・板倉町合併協議会が設立 館林市・板倉町合併協議会設立を告示
6月6日	群馬県知事へ届出
平成28年7月15日～ 平成31年1月31日	第1回～第15回合併協議会を開催 第15回合併協議会において、合併協議会をおおむね3年程度休止することが可決

(2) 合併協議会の休止に至るまでの経緯

ア 合併協議における懸案事項

両市町で住民サービスの水準が異なる事業のうち、新市において板倉町のサービス水準で実施した場合に特に多額の経費が必要となる10項目^{*}を懸案事項として抽出し、それらを実施するために必要な経費と合併による削減効果額を試算しました。その結果を踏まえ、第12回及び第13回合併協議会において、委員による意見交換及び協議を行いました。それぞれの住民サービスを調整するには至りませんでした。

そのため、委員から「政策課題については、両首長も含めて議論する方が早いのではないか。」という意見を受け、懸案事項の方向性について、両市町で十分に検討したうえで合併協議会に提案することになりました。

※ ①学校給食費の無料化、②英語検定料の補助、③子育て支援金、④0歳児紙おむつ購入補助、⑤チャイルドシート購入補助、⑥高校生の入院医療費補助、⑦各種検診事業、⑧介護慰労金、⑨行政区運営（区長等の手当）、⑩行政区助成

イ 両市町の首長等による協議

第13回合併協議会以降、懸案事項の方向性について、市長、町長、副市長、副町長による協議をはじめ、幹事級職員も含めた協議が複数回行われました。

しかし、「新市が将来に渡って持続可能なまちづくりを行うこと。」という館林市側の方針と「合併に際してのサービスの低下はあり得ない。」という板倉町側の方針に相違があるため、折衷案や妥協点を見い出すことが困難な状況となりました。そのため、合併協議会の今後の運営については様々な選択肢も含めて委員に意見を伺うことが両首長間において確認されました。

ウ 懸案事項の方向性にかかる意見交換

第14回合併協議会において、懸案事項の方向性について首長等協議の結果概要を報告し、その後、委員による意見交換が行われました。その結果、合併協議を引き続き進めてほしいという委員が8名（市選出委員5名、町選出委員3名）、しばらく合併協議を休止した方がよいという委員

が 8 名（市選出委員 3 名、町選出委員 5 名）、また、市長と町長の判断に任せたいという委員が 2 名（市選出委員 1 名、町選出委員 1 名）となり、委員の意見を踏まえて両市町で十分に検討したうえで、合併協議会としての方向性を決めていくことになりました。

エ 合併協議会休止の決定

第 15 回合併協議会において、第 14 回合併協議会における委員意見を踏まえ、両市町の首長等による再協議の結果について報告がありました。

まず、板倉町長は、「今後も近隣自治体として良好な変わらない協力体制を維持するためにも、ここはある程度の一定期間を設けて、問題解決に向けてそれぞれが研究、努力する期間も必要であり、一旦休止としたい。」と発言し、次に、館林市長は、「市議会合併調査特別委員会や区長協議会理事会、商工会議所、邑楽館林農業協同組合、市民活動団体 15 団体に状況や概要を報告するとともに意見聴取を行い、一旦休止ということについて一定の理解を得られ、やむを得ないと考えている。ただし、社会経済情勢の変化と両自治体運営の状況を考慮する必要があること、今後の各種選挙の日程を考慮することから、原則休止とするが、付帯条件としておおむね 3 年程度の休止としたい。」と発言しました。

その後、委員による意見交換が行われ、それらを踏まえて市長、町長、副市長、副町長の 4 者で再度協議を行った結果、両首長から「館林市・板倉町合併協議会は、本日の協議会をもって、おおむね 3 年程度休止することについて出席委員の特別多数による採決を行う。」ことが提案され、委員から賛同が得られました。

そのため、館林市・板倉町合併協議会会議運営規程第 6 条の規定に基づき、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって議事を進める特別多数による採決を行い、出席委員 19 名のうち、賛成が 15 名（市選出委員 8 名、町選出委員 7 名）、反対が 4 名（市選出委員 2 名、町選出委員 2 名）となり、館林市・板倉町合併協議会はおおむね 3 年程度休止することが決定されました。

2 館林市・板倉町合併協議会の役割と組織

(1) 合併協議会

- ◆合併協議の意思決定機関であり、新市基本計画の策定や合併協定項目の協議を行う

ア 会長：館林市長

イ 副会長：板倉町長

ウ 委員（20名 ※重複委員を除く）

- ・1号委員：両市町の副市長及び副町長
 - ・2号委員：両市町の議会の議長及び副議長
 - ・3号委員：両市町の議会から選出された議員各3名
 - ・4号委員：両市町の教育委員会の教育長
 - ・5号委員：両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
(館林市区長協議会会長、館林商工会議所会頭、館林市農業委員会会長、板倉町行政区長会会長、板倉町商工会会長、板倉町農業委員会会長、邑楽館林農業協同組合代表理事組合長)
 - ・6号委員：両市町の長が協議して定めた両市町の職員
 - ・7号委員：協議会の設置請求代表者
- エ 監査委員：両市町の長が協議して定めた2名

(2) 幹事会

- ◆事務レベルの最高機関であり、合併協議会に提案する事項について、協議又は調整を行う

ア 構成員（6名）

- ・幹事長：館林市副市長
- ・副幹事長：板倉町副町長
- ・幹事：館林市政策企画部長、館林市企画課長、板倉町総務課長、板倉町企画財政課長

(3) 専門部会（館林市部長・課長、板倉町課長・係長）

- ◆協議会に提案する事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するとともに、事務担当係長等のレベルでの調整や進行管理を行う

ア 組織

政策企画部会、総務部会、市民環境部会、保健福祉部会、経済部会、都市建設部会、議会・監査部会、教育部会

(4) 各種事業担当部署（両市町係長、担当職員）

- ◆両市町の事務事業をAランクからCランクに区分して洗い出し、事務事業の現況調書や調整原案を作成

(5) 事務局

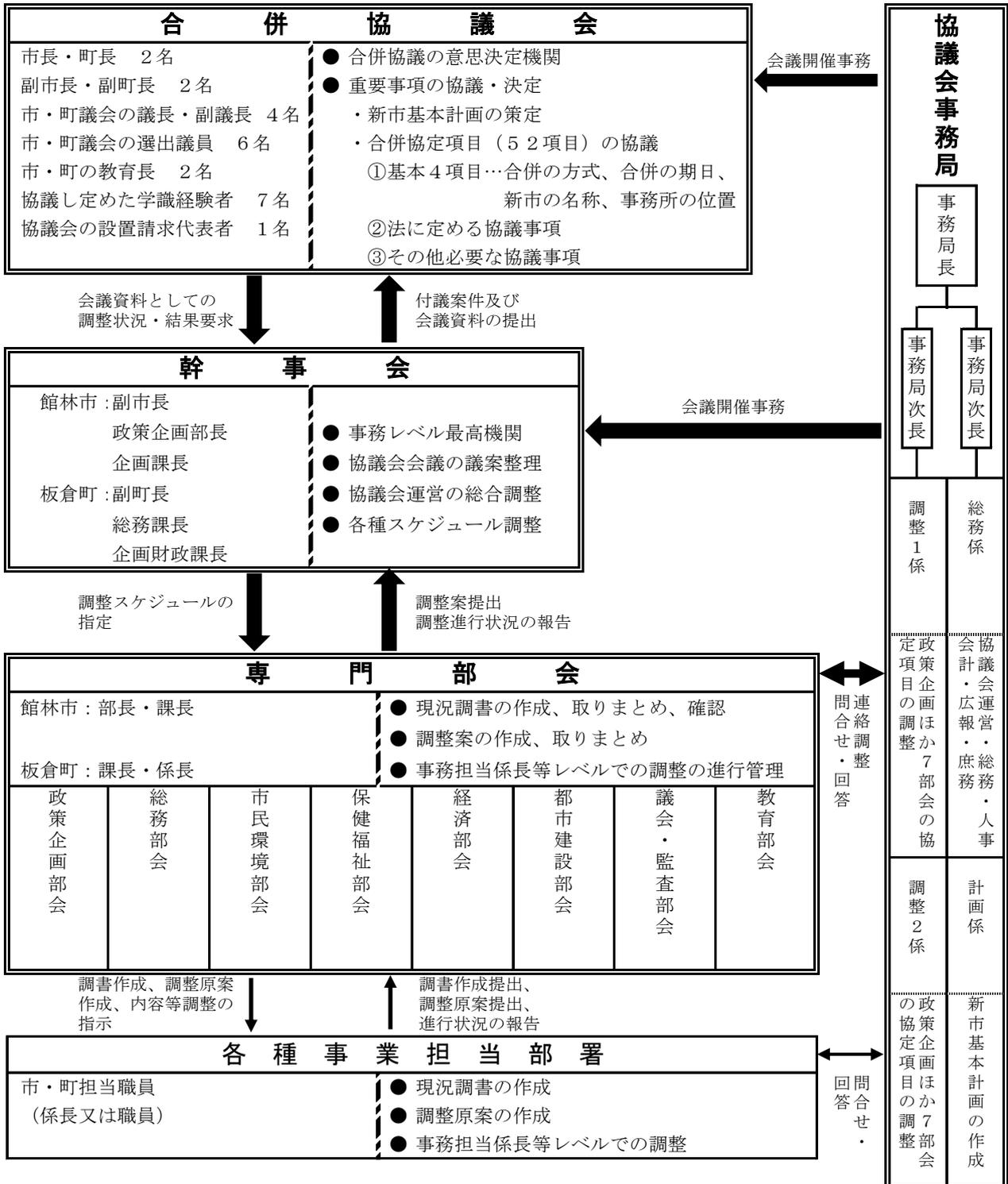
ア 構成員（7名 ※平成28、29年度は8名）

- ・事務局長：館林市部長（館林市政策企画部長併任）
- ・事務局次長：館林市課長、板倉町課長
- ・事務局係長：板倉町係長 ※館林市係長（平成28、29年度）
- ・担当：館林市2名、板倉町1名

イ 事務分掌

- ・総務係：協議会の庶務及び会計、協議会及び幹事会の会議、広報事業、国・県との連絡調整、住民説明会など
- ・計画係：新市基本計画の作成
- ・調整1係：合併協定項目及びその他各種事務事業の調整、専門部会の会議
- ・調整2係：合併協定項目及びその他各種事務事業の調整、専門部会の会議

館林市・板倉町合併協議会 組織図



3 合併協議における協定項目及び調整方針

(1) 合併協定項目等

ア 合併協定項目（Aランク：790事業）

合併に際しての基本的な事項や、館林市と板倉町が行っている事務事業のうち、特に住民生活に深く関わりがあり、かつ合併に際して重要と考えられる事項

イ 合併協定項目以外（Bランク：264事業）

住民への直接的な影響は少ないが、内容や運用が異なり、専門部会で調整することが困難なもの

ウ 合併協定項目以外（Cランク：1138事業）

住民への直接的な影響が少なく、かつ、内容や運用も差異がない事務事業で、専門部会で調整が可能なもの

(2) 合併協議における調整方針

ア 基本的な方針

両市町が合併した場合において、両市町が実施している事務事業や制度等の違いにより、住民に混乱や大きな影響を与えることがないよう、また、合併効果を発揮した行政サービスを提供できるよう、事務事業や制度等の調整を図ることが必要となる。事務事業等の調整にあたっては、自治体を取り巻く社会・経済等の環境変化に十分留意し、魅力あるまちづくりの展開と住民福祉の向上を図ることができるよう努める。

イ 基本原則

- ① 一体性確保の原則
- ② 住民福祉向上の原則
- ③ 負担公平の原則
- ④ 健全な財政運営の原則
- ⑤ 行政改革推進の原則
- ⑥ 適正規模準拠の原則
- ⑦ 地域特性尊重の原則

合併協定項目

番号	名称	番号	名称
1	合併の方式	27	納税関係事業
2	合併の期日	28	消防防災関係事業
3	新市の名称	29	交通関係事業
4	新市の事務所の位置	30	窓口業務
5	財産及び債務の取扱い	31	保健衛生事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	32	障がい者福祉事業
7	地方税の取扱い	33	高齢者福祉事業
8	地域自治制度の取扱い	34	児童福祉事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	35	保育事業
10	農業委員会の取扱い	36	生活保護事業
11	特別職の身分の取扱い	37	その他の福祉事業
12	条例、規則等の取扱い	38	ごみ収集運搬業務事業
13	事務組織及び機構の取扱い	39	環境対策事業
14	一部事務組合等の取扱い	40	農林水産関係事業
15	使用料、手数料等の取扱い	41	商工・観光関係事業
16	公共的団体等の取扱い	42	勤労者・消費者関連事業
17	補助金、交付金等の取扱い	43	建設関係事業
18	町名・字名の取扱い	44	下水道事業
19	慣行の取扱い	45	市町立学校の通学区域、学校名
20	国民健康保険事業の取扱い	46	学校教育事業
21	介護保険事業の取扱い	47	文化・スポーツ振興事業
22	消防団の取扱い	48	地域コミュニティ関係事業
23	国内・国際交流事業	49	生涯学習事業
24	電算システム事業	50	男女共同参画事業
25	広聴広報関係事業	51	その他の事業
26	人権推進事業	52	新市基本計画

※52項目のうち29項目が審議決定済（網掛け部分）

4 合併協議会の開催状況及び内容

(1) 第1回合併協議会

日時	平成28年7月15日(金) 午前9時30分から
会場	館林市文化会館3号室
傍聴者数	30名(館林市民9名、板倉町民7名、報道等14名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第1号 館林市・板倉町合併協議会の設置について</p> <p>報告第2号 館林市・板倉町合併協議会規約について</p> <p>報告第3号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程について</p> <p>報告第4号 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程について</p> <p>報告第5号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程について</p> <p>報告第6号 館林市・板倉町合併協議会財務規程について</p> <p>報告第7号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書について</p> <p>報告第8号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>◆審議事項</p> <p>議案第1号 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第2号 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について【原案のとおり可決】</p> <p>議案第3号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第4号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第5号 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について 【原案のとおり可決】</p>

(2) 第2回合併協議会

日時	平成28年9月2日(金) 午後2時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	44名(館林市民23名、板倉町民8名、報道等13名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第6号 新市基本計画の策定方針について【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第1号 【合併協定項目1】合併の方式について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第2号 【合併協定項目2】合併の期日について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第3号 【合併協定項目3】新市の名称について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第4号 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第5号 【合併協定項目6】議会の議員の定数及び任期の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第6号 【合併協定項目7】地方税の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第7号 【合併協定項目10】農業委員会の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第8号 【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p>

(3) 第3回合併協議会

日時	平成28年11月28日(月) 午前10時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	33名(館林市民9名、板倉町民13名、報道等11名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項 報告第9号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について</p> <p>◆審議事項 議案第7号 新市基本計画の骨子について【原案のとおり可決】 議案第8号 【合併協定項目1】合併の方式について《継続審議とする》</p> <p>◆協議事項 協議第9号 【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について 《次回の審議事項とする》 協議第10号 【合併協定項目23-7】交通関係事業について 《次回の審議事項とする》</p>

(4) 第4回合併協議会

日時	平成29年5月22日(月) 午後2時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	45名(館林市民13名、板倉町民18名、報道等14名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第10号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>報告第11号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について</p> <p>報告第12号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について</p> <p>報告第13号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について</p> <p>報告第14号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)の専決処分について</p> <p>報告第15号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について</p> <p>◆審議事項</p> <p>議案第8号 【合併協定項目1】合併の方式について(継続審議) 《継続審議とする》</p> <p>議案第9号 【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第10号 【合併協定項目23-7】交通関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第11号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について 【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第11号 【合併協定項目21】介護保険事業の取扱いについて 《次回の審議事項とする》</p> <p>協議第12号 【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について 《次回の審議事項とする》</p> <p>協議第13号 【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について 《次回の審議事項とする》</p>

(5) 第5回合併協議会

日時	平成29年6月26日(月) 午後2時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	49名(館林市民25名、板倉町民11名、報道等13名)
協議内容及び結果	<p>◆講演会『市町村合併について』 (講師：群馬県総務部市町村課 布施 正明 課長)</p> <p>◆報告事項 報告第16号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について</p> <p>◆審議事項 議案第12号 【合併協定項目21】介護保険事業の取扱いについて 【原案のとおり可決】 議案第13号 【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について 【原案のとおり可決】 議案第14号 【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項 協議第14号 【合併協定項目20】国民健康保険事業の取扱いについて 《次回の審議事項とする》 協議第15号 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について 《次回の審議事項とする》</p>

(6) 第6回合併協議会

日時	平成29年7月28日(金) 午後2時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	53名(館林市民15名、板倉町民27名、報道等11名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第17号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>◆審議事項</p> <p>議案第8号 【合併協定項目1】合併の方式について(継続審議) 《継続審議とする》</p> <p>議案第15号 【合併協定項目20】国民健康保険事業の取扱いについて 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第16号 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について 《継続審議とする》</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第16号 【合併協定項目23-12】児童福祉事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第17号 【合併協定項目23-13】保育事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第18号 【合併協定項目23-14】生活保護事業について 《次回以降の審議事項とする》</p>

(7) 第7回合併協議会

日時	平成29年8月30日(水) 午後2時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	35名(館林市民19名、板倉町民6名、報道等10名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第17号 【合併協定項目23-12】 児童福祉事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第18号 【合併協定項目23-13】 保育事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第19号 【合併協定項目23-14】 生活保護事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第19号 【合併協定項目22】 消防団の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第20号 【合併協定項目23-18】 農林水産関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第21号 【合併協定項目23-19】 商工・観光関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第22号 【合併協定項目23-20】 勤労者・消費者関連事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第23号 【合併協定項目23-21】 建設関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第24号 【合併協定項目23-22】 下水道事業について 《次回以降の審議事項とする》</p>

(8) 第8回合併協議会

日時	平成29年10月17日(火) 午前10時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	34名(館林市民11名、板倉町民12名、報道等11名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第8号 【合併協定項目1】 合併の方式について(継続審議) 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第20号 【合併協定項目22】 消防団の取扱いについて 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第21号 【合併協定項目23-18】 農林水産関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第22号 【合併協定項目23-19】 商工・観光関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第23号 【合併協定項目23-20】 勤労者・消費者関連事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第24号 【合併協定項目23-21】 建設関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第25号 【合併協定項目23-22】 下水道事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第26号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について 【原案のとおり認定】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第25号 【合併協定項目23-1】 国内・国際交流事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第26号 【合併協定項目23-4】 人権推進事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第27号 【合併協定項目23-16】 ごみ収集運搬業務事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第28号 【合併協定項目23-17】 環境対策事業について 《次回以降の審議事項とする》</p>

(9) 第9回合併協議会

日時	平成29年11月24日(金) 午後2時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	25名(館林市民4名、板倉町民10名、報道等11名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第27号 【合併協定項目23-1】国内・国際交流事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第28号 【合併協定項目23-4】人権推進事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第29号 【合併協定項目23-16】ごみ収集運搬業務事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第30号 【合併協定項目23-17】環境対策事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第3号 【合併協定項目3】新市の名称について(継続協議) 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第4号 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について(継続協議) 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第29号 【合併協定項目23-2】電算システム事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第30号 【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第31号 【合併協定項目23-5】納税関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第32号 【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第33号 【合併協定項目23-27】生涯学習事業について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第34号 【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について 《次回以降の審議事項とする》</p>

(10) 第10回合併協議会

日時	平成30年1月24日(水) 午後2時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	25名(館林市民4名、板倉町民13名、報道等8名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第31号 【合併協定項目3】新市の名称について【原案のとおり可決】</p> <p>議案第32号 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第33号 【合併協定項目23-2】電算システム事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第34号 【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について 《継続審議とする》</p> <p>議案第35号 【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第36号 【合併協定項目23-27】生涯学習事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第37号 【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第6号 【合併協定項目7】地方税の取扱いについて(継続協議) 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第8号 【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて(継続協議) 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第31号 【合併協定項目23-5】納税関係事業について(再協議) 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第35号 【合併協定項目5】財産及び債務の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第36号 【合併協定項目12】条例、規則等の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p>

(11) 第 1 1 回合併協議会

日時	平成 3 0 年 2 月 1 9 日 (月) 午後 2 時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	3 1 名 (館林市民 9 名、板倉町民 1 1 名、報道等 1 1 名)
協議内容及び結果	<p>◆審議事項</p> <p>議案第 3 8 号 【合併協定項目 5】財産及び債務の取扱いについて 《継続審議とする》</p> <p>議案第 3 9 号 【合併協定項目 1 1】特別職の身分の取扱いについて 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第 4 0 号 【合併協定項目 1 2】条例、規則等の取扱いについて 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第 4 1 号 【合併協定項目 2 3 - 5】納税関係事業について 【原案のとおり可決】</p> <p>議案第 4 3 号 平成 2 9 年度館林市・板倉町合併協議会補正予算 (第 1 号) について【原案のとおり可決】</p> <p>◆協議事項</p> <p>協議第 3 7 号 【合併協定項目 9】一般職の職員の身分の取扱いについて 《継続協議とする》</p> <p>協議第 3 8 号 【合併協定項目 1 6】公共的団体等の取扱いについて 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第 3 9 号 【合併協定項目 2 3 - 8】窓口業務について 《次回以降の審議事項とする》</p> <p>協議第 4 0 号 【合併協定項目 2 3 - 2 6】地域コミュニティ関係事業について 《次回以降の審議事項とする》</p>

(12) 第 1 2 回合併協議会

日時	平成 3 0 年 5 月 1 8 日 (金) 午後 2 時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	4 4 名 (館林市民 7 名、板倉町民 2 5 名、報道等 1 2 名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第 1 8 号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>報告第 1 9 号 平成 3 0 年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について</p> <p>◆審議事項</p> <p>議案第 4 3 号 平成 3 0 年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について</p> <p style="text-align: right;">【原案のとおり可決】</p> <p>◆その他</p> <p>・合併に伴う財政への影響額 (見込) と住民サービスの調整 (市と町の高い方に統一するために必要な経費) について</p>

(13) 第 1 3 回合併協議会

日時	平成 3 0 年 7 月 2 7 日 (金) 午後 2 時から
会場	板倉町中央公民館大ホール
傍聴者数	3 5 名 (館林市民 9 名、板倉町民 1 7 名、報道等 9 名)
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第 2 0 号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について</p> <p>◆その他</p> <p>・第 1 2 回合併協議会において要望があった追加資料等について</p>

(14) 第14回合併協議会

日時	平成30年12月21日（金） 午後2時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	52名（館林市民19名、板倉町民24名、報道等9名）
協議内容及び結果	<p>◆報告事項</p> <p>報告第21号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について</p> <p>◆審議事項</p> <p>議案第44号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について 【原案のとおり認定】</p> <p>◆懸案事項の方向性について</p> <p>《委員による意見交換を行った結果、合併協議を継続するべきという意見（8名）、合併協議を休止するべきという意見（8名）、首長の判断に任せるとする意見（2名）を受け、両市町で十分に検討し、合併協議会としての方向性を決めていくものとする》</p>

(15) 第15回合併協議会

日時	平成31年1月31日（木） 午前10時から
会場	館林市文化会館小ホール
傍聴者数	64名（館林市民30名、板倉町民20名、報道等14名）
協議内容及び結果	<p>◆合併協議の今後の方向性について</p> <p>【館林市・板倉町合併協議会をおおむね3年程度休止することについて、出席委員19名のうち15名の賛成により可決】</p>

5 幹事会の開催状況

期日	会議名	会場
平成28年 6月21日	第1回幹事会	板倉町役場本庁舎第1会議室
6月28日	第2回幹事会	(文書幹事会)
8月 5日	第3回幹事会	館林市役所政策審議室
10月 5日	第4回幹事会	(文書幹事会)
11月 9日	第5回幹事会	板倉町中央公民館第1会議室
12月13日	第6回幹事会	館林市役所501B会議室
平成29年 1月13日	第7回幹事会	板倉町役場第二庁舎会議室
2月 9日	第8回幹事会	館林市役所501会議室
2月20日	第9回幹事会	館林市文化会館3号室
4月26日	第10回幹事会	板倉町中央公民館第1会議室
5月31日	第11回幹事会	板倉町役場議場
7月 5日	第12回幹事会	館林市役所501B会議室
8月18日	第13回幹事会	館林市役所502会議室
9月27日	第14回幹事会	板倉町中央公民館第1会議室
10月31日	第15回幹事会	館林市役所501A会議室
12月21日	第16回幹事会	板倉町役場議場
平成30年 1月30日	第17回幹事会	館林市役所501会議室
2月22日	第18回幹事会	板倉町役場議場
4月19日	第19回幹事会	板倉町役場議場
5月30日	第20回幹事会	館林市役所301会議室
7月 5日	第21回幹事会	板倉町役場議場
11月29日	第22回幹事会	館林市役所501A会議室
平成31年 2月20日	第23回幹事会	板倉町役場中会議室2

6 専門部会の開催状況

専門部会	期日	会議名	会場
政策企画部会	平成28年 6月29日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	平成29年 1月26日	第2回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
	3月21日	第3回専門部会	館林市役所501A会議室
	11月16日	第4回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
総務部会	平成28年 6月29日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	10月28日	第2回専門部会	館林市役所505会議室
	平成29年 1月27日	第3回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
	11月14日	第4回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
市民環境部会	平成28年 6月29日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	平成29年 1月20日	第2回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
	11月 9日	第3回専門部会	館林市役所401会議室
保健福祉部会	平成28年 6月29日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	11月16日	第2回専門部会	館林市役所501B会議室
	平成29年11月16日	第3回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
経済部会	平成28年 6月28日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	12月26日	第2回専門部会	館林市役所502会議室
	平成29年11月13日	第3回専門部会	館林市役所503会議室
都市建設部会	平成28年 6月27日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	平成29年 1月13日	第2回専門部会	館林市役所401会議室
	11月21日	第3回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
議会・監査部会	平成28年 6月27日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	平成29年11月14日	第2回専門部会	板倉町役場第二庁舎会議室
教育部会	平成28年 6月28日	第1回専門部会	板倉町役場議場
	10月27日	第2回専門部会	館林市役所505会議室
	平成29年11月15日	第3回専門部会	館林市役所503会議室

7 新市基本計画の策定状況

(1) 策定方針

第2回合併協議会において審議決定

(2) 計画骨子

第3回合併協議会において審議決定

8 広聴広報事業

(1) ホームページで公開した合併協議会に対するお問合せと回答

年度	件数	内訳
平成28年度	15	メール：12件、電話3件 館林市民：7名、板倉町民：1名、その他：7名
平成29年度	13	メール：12件、手紙1件 館林市民：11名、板倉町民：0名、その他：2名
平成30年度	7	メール：7件 館林市民：5名、板倉町民：0名、その他：2名

(2) ホームページの開設期間と閲覧件数

ア 合併協議会ホームページ開設期間

平成28年7月28日から平成31年2月28日まで

イ アクセス件数

開設日から平成29年3月31日まで：24,360件

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで：30,240件

平成30年4月1日から閉鎖日まで：33,500件

合計：88,100件

(3) 合併協議会だよりの発行

名称	発行日	内容	発行部数
創刊号	平成28年 9月1日	第1回合併協議会の結果	各号34,000部発行 (両市町全世帯へ配布 並びに各公共施設等へ 配置)
第2号	平成28年10月1日	第2回合併協議会の結果	
第3号	平成29年 1月1日	第3回合併協議会の結果	
第4号	平成29年 7月1日	第4回合併協議会の結果	
第5号	平成29年 8月1日	第5回合併協議会の結果	
第6号	平成29年 9月1日	第6回合併協議会の結果	
第7号	平成29年10月1日	第7回合併協議会の結果	
第8号	平成29年12月1日	第8回合併協議会の結果	
第9号	平成30年 1月1日	第9回合併協議会の結果	
第10号	平成30年 3月1日	第10回合併協議会の結果	
第11号	平成30年 4月1日	第11回合併協議会の結果	
第12号	平成30年 7月1日	第12回合併協議会の結果	
第13号	平成30年 9月1日	第13回合併協議会の結果	
第14号	平成31年 2月1日	第14回合併協議会の結果	
第15号	平成31年 3月1日	第15回合併協議会の結果	

(4) 出前講座の開催

館林市と板倉町の合併についての理解と周知を図るため、両市町に在住、在勤、在学する者で構成される組織や団体、グループを対象に、平成29年度から合併協議会事務局による出前講座を実施

年度	件数
平成29年度	1件
平成30年度	1件

9 合併協議会に要した費用

(1) 平成28年度

(単位：円)

歳入		
項目	金額	説明
負担金*	10,798,000	館林市 5,748,000 板倉町 5,050,000
諸収入	97	預金利子
県補助金	1,100,000	群馬県市町村合併協議会支援補助金
合計	11,898,097	

歳出			
項目	金額	説明	
運営費	会議費	485,691	委員報酬、会議録作成業務委託料、会場使用料等
	事務費	339,017	消耗品費、通信運搬費、機器備品等賃借料等
事業費	事業推進費	9,936,000	合併協議会だより印刷製本費、ホームページ作成・更新業務委託料、新市基本計画策定業務委託料、電算システム一元化調整業務委託料
予備費	予備費	0	
合計		10,760,708	

差し引き1,137,389円を翌年度へ繰越

※市町の負担割合

均等割50%＋世帯割^{注1}

注1 合併協議会だよりのみ平成27年国勢調査速報値に基づく世帯割

館林市 30,205世帯【84.9%】

板倉町 5,355世帯【15.1%】

(2) 平成29年度

(単位：円)

歳入		
項目	金額	説明
負担金	6,304,000	館林市 4,200,000 板倉町 2,104,000
諸収入	33	預金利子
県補助金	3,500,000	群馬県市町村合併協議会支援補助金
繰越金	1,137,389	繰越金
合計	10,941,422	

歳出			
項目	金額	説明	
運営費	会議費	1,119,423	委員報酬、会議録作成業務委託料、会場使用料等
	事務費	245,176	消耗品費、通信運搬費、機器備品等賃借料等
事業費	事業推進費	5,705,856	合併協議会だより印刷製本費、ホームページ作成・更新業務委託料
予備費	予備費	0	
合計	7,070,455		

差し引き3,870,967円を翌年度へ繰越

(3) 平成30年度

(単位：円)

歳入		
項目	金額	説明
負担金	3,227,000	館林市 2,100,000 板倉町 1,127,000
諸収入	45	預金利子
県補助金	400,000	群馬県市町村合併協議会支援補助金
繰越金	3,870,967	繰越金
合計	7,498,012	

歳出			
項目	金額	説明	
運営費	会議費	559,338	委員報酬、会議録作成業務委託料、会場使用料等
	事務費	67,108	消耗品費、通信運搬費、機器備品等賃借料等
事業費	事業推進費	1,886,976	合併協議会だより印刷製本費、ホームページ作成・更新業務委託料
予備費	予備費	0	
合計		2,513,422	

差し引き4,984,590円に、口座解約に伴う解約利息2円を加えた
4,984,592円を両市町へ返還
(館林市：2,776,958円、板倉町2,207,634円)

10 両市町議会の主な取り組み

(1) 合併協議会設置の議決

平成28年4月15日館林市議会議決（賛成：16、反対：3）

平成28年4月21日板倉町議会議決（賛成：8、反対：3）

(2) 特別委員会の設置

館林市議会では、平成28年6月23日に合併調査特別委員会を設置し、15回の会議を開催した。

- ・平成30年1月30日、栃木市へ行政視察を実施。
- ・平成30年第3回定例会において、委員長より「合併調査特別委員会中間報告書」が報告された。

11 群馬県との連携

(1) 群馬県市町村合併協議会支援補助金

年度	交付金額
平成28年度	1,100,000円
平成29年度	3,500,000円
平成30年度	400,000円
合計	5,000,000円

※補助率

補助対象経費の2分の1以内（限度額500万円）

(2) 助言

各種手続き等についての助言を受けた。

(3) 講演会の開催

群馬県総務部市町村課長布施正明様を講師に招き、第5回合併協議会において講演会（演題：『市町村合併について』）を開催。

1 2 合併協議経過状況

年月日	内容
平成27年	
11月10日	合併協議会設置請求代表者（板倉町民）が合併協議会設置請求のための署名収集を実施
12月7日	合併協議会設置請求代表者が板倉町選挙管理委員会へ収集した署名簿を提出
12月28日	板倉町選挙管理委員会による署名簿の審査及び縦覧が終了し有効署名総数（647人）を告示
12月29日	合併協議会設置請求代表者が板倉町長へ合併協議会の設置を請求
平成28年	
1月4日	板倉町長が館林市長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議するかしないかを意見照会
3月1日	館林市長が板倉町長へ合併協議会設置協議について、館林市議会に付議する旨を回答
4月15日	館林市議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置について可決
4月21日	板倉町議会において平成28年第1回臨時会が開催され、合併協議会設置について可決
6月1日	館林市長及び板倉町長による合併協議会規約に関する協議を実施 館林市・板倉町合併協議会が設立
6月6日	群馬県知事へ館林市・板倉町合併協議会設置について届出
6月21日	第1回幹事会 ・第1回合併協議会の協議内容、専門部会の組織及び事務の進め方、第2回合併協議会の開催日程及び議題について協議
6月27日	第1回専門部会（都市建設部会、議会・監査部会） ・部会長及び副部会長の選出

年月日	内 容
6月28日	<p>第2回幹事会（文書幹事会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回合併協議会の日時、会場及び提出議案について協議
6月28日	<p>第1回専門部会（経済部会、教育部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出
6月29日	<p>第1回専門部会（政策企画部会、総務部会、市民環境部会、保健福祉部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出
7月15日	<p>第1回合併協議会（館林市文化会館3号室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8件の報告事項、5議案の審議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館林市・板倉町合併協議会会議運営規程について ・館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について ・平成28年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について ・平成28年度館林市・板倉町合併協議会予算について ・合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について
8月5日	<p>第3回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回合併協議会の協議内容、第3回合併協議会の開催日程及び議題について協議
9月2日	<p>第2回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1議案の審議事項、8議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市基本計画の策定方針について (協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)
10月5日	<p>第4回幹事会（文書幹事会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回合併協議会の日時、会場及び提出議案について協議

年月日	内 容
10月27日	第2回専門部会（教育部会） ・各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
10月28日	第2回専門部会（総務部会） ・各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
11月9日	第5回幹事会 ・第3回合併協議会の協議内容、第4回合併協議会の開催日程について協議
11月16日	第2回専門部会（保健福祉部会） ・各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
11月28日	第3回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール） ・1件の報告事項、2議案の審議事項、2議案の協議事項について協議 【協議会で可決・承認されたもの】 ・新市基本計画の骨子について ・「合併の方式」については継続審議 (協議事項は全て次回の審議事項とすることを了承)
12月13日	第6回幹事会 ・合併協定項目の調整内容、第4回合併協議会の議題及び今後のスケジュールについて協議
12月26日	第2回専門部会（経済部会） ・各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
平成29年	
1月13日	第7回幹事会 ・合併協定項目の調整内容、第4回合併協議会の開催日程及び議題について協議
1月13日	第2回専門部会（都市建設部会） ・各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議

年月日	内 容
1月20日	<p>第2回専門部会（市民環境部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
1月26日	<p>第2回専門部会（政策企画部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
1月27日	<p>第3回専門部会（総務部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
2月9日	<p>第8回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目の調整内容について協議
2月20日	<p>第9回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目の調整内容、協議事項の一部修正について協議
3月21日	<p>第3回専門部会（政策企画部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業（Aランク事務事業）の調整方針について協議
4月26日	<p>第10回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4回合併協議会の開催日程、会場及び提出議案について協議
5月22日	<p>第4回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 6件の報告事項、4議案の審議事項、3議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防防災関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。 災害対策本部については、合併時に再編する。 防災情報設備については、合併時に館林市の例により統合する。 避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。 災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。

年月日	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全計画については、館林市の例により合併時に統合する。 2 交通指導については、館林市の例により合併時に統合する。 3 広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。 ・平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について ・「合併の方式」については<u>継続審議</u> (協議事項は全て次回の審議事項とすることを了承)
5月31日	<p>第11回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目の調整内容、第5回合併協議会の提出議案及び講演会の開催について協議
6月26日	<p>第5回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併についての講演会（講師：群馬県総務部市町村課長 布施正明様） ・1件の報告事項、3議案の審議事項、2議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業の取扱い <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・障がい者福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関係する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、館林市の例により合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。 2 市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。 (2) 心身障がい者就職祝金支給事業については、館林市の例により合併時に統合する。

年月日	内 容
	<p>(3) 特定疾患患者等見舞金支給事業については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>(4) 身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>(5) 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>・高齢者福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敬老祝金については、館林市の例により合併時に統合する。 (2) 特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。 2 敬老事業については、合併時に廃止する。 3 高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。(協議事項は全て次回の審議事項とすることを了承)
7月5日	<p>第12回幹事会</p> <p>・合併協定項目の調整内容、第6回合併協議会の提出議案について協議</p>
7月28日	<p>第6回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <p>・1件の報告事項、3議案の審議事項、3議案の協議事項について協議</p> <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <p>・国民健康保険事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。 (2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。 (3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。 (4) 減免制度については、館林市の例により合併時に統合する。 2 特定健康診査・特定保健指導については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、自己負担額については、板倉町の例によるものとする。 <p>・「合併の方式」及び「保健衛生事業」については継続審議</p>

年月日	内 容
8月18日	<p>(協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)</p> <p>第13回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7回合併協議会の開催日程、会場及び提出議案について協議
8月30日	<p>第7回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 議案の審議事項、6 議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。 ファミリー・サポート・センター事業については、館林市の例により合併時に統合する。 地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。 放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、館林市の例により合併時に統合する。 児童館運営については、合併時に再編する。 ・ 保育事業 <ol style="list-style-type: none"> 公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとする。 子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。 支給認定については、合併時に再編する。 利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育料については、合併時に再編する。 (2) 軽減制度については、館林市の例により合併時に統合する。 ・ 生活保護事業 <p>生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合する。</p>

年月日	内 容
9月27日	<p>(協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)</p> <p>第14回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目の調整内容、第8回合併協議会の提出議案、継続審議事項の保健衛生事業について協議
10月17日	<p>第8回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8議案の審議事項、4議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併の方式 <ul style="list-style-type: none"> 両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。 消防団の取扱い <p>消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。</p> 農林水産関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 農地転用許可については、館林市の例により合併時に統合する。 商工・観光関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。 板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。 中小企業融資制度については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 資金融資については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。 利子補給金については、館林市の例により合併時に統合する。 観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。

年月日	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者・消費者関連事業 <ul style="list-style-type: none"> 1 雇用奨励金については、館林市の例により合併時に統合する。 2 勤労者資金融資制度については、館林市の例により合併時に統合する。 3 消費生活相談については、館林市の例により合併時に統合する。 ・ 建設関係事業 <ul style="list-style-type: none"> 1 都市計画については、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。 2 開発許可等に関しては、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併時に統合する。 3 景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4 耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・ 下水道事業 <ul style="list-style-type: none"> 1 下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・ 平成28年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について (協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)
10月31日	<p>第15回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目の調整内容、第9回合併協議会の提出議案について協議
11月9日	<p>第3回専門部会（市民環境部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目（Aランク）の確認、各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について
11月13日	<p>第3回専門部会（経済部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目（Aランク）の確認及び各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について
11月14日	<p>第4回専門部会（総務部会）、第2回専門部会（議会・監査部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目（Aランク）の確認及び各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について

年月日	内 容
11月15日	<p>第3回専門部会（教育部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目（Aランク）の確認及び各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について
11月16日	<p>第4回専門部会（政策企画部会）、第3回専門部会（保健福祉部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目（Aランク）の確認及び各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について
11月21日	<p>第3回専門部会（都市建設部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目（Aランク）の確認及び各種事務事業（B・Cランク事務事業）の確認依頼について
11月24日	<p>第9回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 議案の審議事項、8 議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内・国際交流事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。 2 国際交流事業については、館林市の例により合併時に統合する。 ・人権推進事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 ・ごみ収集運搬業務事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ収集運搬に関することについては、館林市の例により合併時に統合する。 2 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。 3 ごみ減量化器具購入費補助金については、館林市の例により合併時に統合する。 ・環境対策事業 <ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

年月日	内 容
	<p>3 斎場については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>4 渡瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、板倉町の例により合併時に統合する。 (協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)</p>
12月21日	<p>第16回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併協定項目の調整内容、第10回合併協議会の提出議案及び継続審議事項の保健衛生事業について協議
平成30年	
1月24日	<p>第10回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7議案の審議事項、5議案の協議事項について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新市の名称 新市の名称は、「館林市」とする。 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、館林市城町1番1号とする。 <p>なお、現在の館林市及び現在建築中の板倉町の庁舎の取扱いについては、合併協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」において改めて協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電算システム事業 電算システム事業については、合併時に統合する。 文化・スポーツ振興事業 1 文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承する。 2 生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 生涯学習事業 1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、館林市の例により合併時に統合する。 2 成人式については、館林市の例により合併時に統合する。

年月日	内 容
	<p>3 公民館業務に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>4 青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合する。</p> <p>・男女共同参画事業</p> <p>1 男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 男女共同参画事業については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>・「<u>広聴広報関係事業</u>」については<u>継続審議</u> (協議事項は全て次回以降の審議事項とすることを了承)</p>
1月30日	<p>第17回幹事会</p> <p>・合併協定項目の調整内容、第11回合併協議会の提出議案及び懸案事項（保健衛生事業、学校教育事業）について協議</p>
2月19日	<p>第11回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <p>・5議案の審議事項、4議案の協議事項について協議</p> <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <p>・特別職の身分の取扱い</p> <p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p> <p>・条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合する。ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則等については、その調整結果を踏まえて改正等を行うものとする。</p> <p>・納税関係事業</p> <p>1 コンビニ納付については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>2 インターネット公売については、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>3 督促手数料については、合併時に廃止する。</p>

年月日	内 容
	<p>4 標識弁償金については、板倉町の例により合併時に統合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）について ・「<u>財産及び債務の取扱い</u>」については<u>継続審議</u> <p>（協議事項は「一般職の職員の身分の取扱い」について継続協議、その他は次回以降の審議事項とすることを了承）</p>
2月22日	<p>第18回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目の調整内容、第12回合併協議会の開催日程及び会場について協議
4月19日	<p>第19回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回合併協議会の開催日程、会場及び提出議案について協議
5月18日	<p>第12回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2件の報告事項、1議案の審議事項について協議 ・合併に伴う財政への影響額と住民サービスの調整についての意見交換 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について
5月30日	<p>第20回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回合併協議会の委員意見の概要、第13回合併協議会への提出資料及び対応について協議
7月5日	<p>第21回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13回合併協議会の提出議案について協議
7月27日	<p>第13回合併協議会（板倉町中央公民館大ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件の報告事項、第12回合併協議会において要望があった追加資料等についての説明及び意見交換
11月29日	<p>第22回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14回合併協議会の提出議案について協議
12月21日	<p>第14回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件の報告事項、1議案の審議事項について協議、懸案事項の方向性についての協議結果報告及び意見交換

年月日	内 容
	<p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度館林市・板倉町合併協議会歳入歳出決算について
平成31年	
1月31日	<p>第15回合併協議会（館林市文化会館小ホール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議の今後の方向性について協議 <p>【協議会で可決・承認されたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「館林市・板倉町合併協議会は、本日の協議会をもって、会議の開催を概ね3年程度休止する」 出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進める特別多数による採決を行った結果、出席委員19名中、賛成15名、 反対4名により可決
2月20日	<p>第23回幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事務手続きについて協議

1 3 合併協定項目の協議状況

合併協定項目		協議内容	協議状況	
1	合併の方式		可決	第 8 回
2	合併の期日	両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。	次回以降 審議	第 2 回 (事前説明)
3	新市の名称	新市の名称は、「館林市」とする。	可決	第 10 回
4	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置は、館林市城町 1 番 1 号とする。 なお、現在の館林市及び現在建築中の板倉町の庁舎の取扱いについては、合併協定項目 1 3 「事務組織及び機構の取扱い」において改めて協議する。	可決	第 10 回
5	財産及び債務の取扱い	板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。	継続審議	第 10 回 第 11 回
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い		次回以降 審議	第 2 回 (事前説明)
7	地方税の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人市町民税については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率及び非課税については、現行のとおりとする。 (2) 納期及び減免については、合併時に統合する。 2 法人市町民税については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く 3 年度以内は不均一課税とし、その後、統合する。 (2) 減免については、現行のとおりとする。 3 固定資産税については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率、免税点及び減免については、現行のとおりとする。 (2) 納期については、合併時に統合する。 	次回以降 審議	第 2 回 (事前説明) 第 10 回

合併協定項目		協議内容	協議状況
		<p>(3) 課税免除及び不均一課税については、合併時に廃止する。ただし、既に対象又は要件を満たしている場合は、従前の例による。</p> <p>4 軽自動車税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 納期及び減免については、合併時に統合する。</p> <p>5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>6 鉱産税については、合併時に統合する。</p> <p>7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。</p> <p>8 入湯税については、合併時に統合する。</p> <p>9 都市計画税については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度以内に限り不均一課税とし、その後、統合する。</p>	
8	地方自治制度の取扱い		未協議
9	一般職の職員の身分の取扱い	<p>1 板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統合する。</p> <p>4 勤務時間については、時差勤務の職務内容と勤務時間の取扱いを調整し、合併時に再編する。</p> <p>5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統合する。</p> <p>6 各種手当については、それぞれ現行のとおり、合併時に統合又は再編する。</p> <p>7 旅費については、合併時に統合する。</p>	継続協議 第11回
10	農業委員会の取扱い		次回以降 審議 第2回 (事前説明)

合併協定項目		協議内容	協議状況
11	特別職の身分の取り扱い	<p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p>	可決 第11回
12	条例、規則等の取扱い	条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。	可決 第11回
13	事務組織及び機構の取扱い		未協議
14	一部事務組合等の取扱い		未協議
15	使用料、手数料等の取扱い		未協議
16	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <p>1 両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。</p> <p>3 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>4 その他両市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p>	次回以降 審議 第11回

合併協定項目		協議内容	協議状況
17	補助金、交付金等の取扱い		
18	町名、字名の取扱い		未協議
19	慣行の取扱い		未協議
20	国民健康保険事業の取扱い	<p>1 国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。</p> <p>(2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>(3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>(4) 減免制度については、合併時に統合する。</p> <p>2 特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。</p>	可決 第6回
21	介護保険事業の取扱い	<p>1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	可決 第5回
22	消防団の取扱い	消防団については、合併時に1つの消防団として統合する。ただし、地域に密着した消防団活動の特性を保持するため、役員構成については、合併後に速やかに再編する。	可決 第8回
23-1	国内・国際交流事業	<p>1 国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>2 国際交流事業については、合併時に統合する。</p>	可決 第9回

合併協定項目		協議内容	協議状況	
23-2	電算システム事業		可決	第10回
23-3	広聴広報関係事業	電算システム事業については、合併時に統合する。 1 広報事業については、合併時に統合する。 2 広聴事業については、合併時に統合する。	継続審議	第9回 第10回
23-4	人権推進事業	1 人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	可決	第9回
23-5	納税関係事業	1 コンビニ納付については、合併時に統合する。 2 インターネット公売については、合併時に統合する。 3 督促手数料については、合併時に廃止する。 4 標識弁償金については、合併時に統合する。	可決	第11回
23-6	消防防災関係事業	1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。 2 災害対策本部については、合併時に再編する。 3 防災情報設備については、合併時に統合する。 4 避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。 5 災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。	可決	第4回
23-7	交通関係事業	1 交通安全計画については、合併時に統合する。 2 交通指導については、合併時に統合する。 3 広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。	可決	第4回
23-8	窓口業務	1 延長窓口・臨時窓口については、合併時に再編する。 2 連絡所については、合併時に統合する。	次回以降 審議	第11回

合併協定項目		協議内容	協議状況
23-9	保健衛生事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 健康診査事業については、合併時に統合する。 3 がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。 4 定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。 5 任意予防接種については、合併時に統合する。 6 健康まつりについては、合併時に再編する。 	<p>継続審議</p> <p>第5回 第6回</p>
23-10	障がい者福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者総合支援法に関係する事業については、事業内容がすべて同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。 2 市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。 (2) 心身障がい者就職祝い金支給事業については、合併時に統合する。 (3) 特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。 (4) 身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。 (5) 在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併時に統合する。 	<p>可決</p> <p>第5回</p>
23-11	高齢者福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 敬老祝金については、合併時に統合する。 (2) 特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。 2 敬老事業については、合併時に廃止する。 3 高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 	<p>可決</p> <p>第5回</p>

合併協定項目		協議内容	協議状況	
23-12	児童福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。 ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。 地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。 放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。 児童館運営については、合併時に再編する。 	可決	第7回
23-13	保育事業	<ol style="list-style-type: none"> 公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。 子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。 支給認定については、合併時に再編する。 利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 保育料については、合併時に再編する。 軽減制度については、合併時に統合する。 	可決	第7回
23-14	生活保護事業	生活保護事業については、合併時に統合する。	可決	第7回
23-15	その他の福祉事業		未協議	
23-16	ごみ収集運搬業務事業	<ol style="list-style-type: none"> ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。 ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。 	可決	第9回

合併協定項目		協議内容	協議状況	
23-17	環境対策事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 斎場については、合併時に統合する。 4 渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、合併時に統合する。 	可決	第9回
23-18	農林水産関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 農地転用許可については、合併時に統合する。 	可決	第8回
23-19	商工・観光関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規団地開発の推進については、現行のとおり新市において継続する。 2 板倉ニュータウンの整備については、現行のとおり新市において継続する。 3 板倉ニュータウンの産業施設及び商業施設の誘致促進については、現行のとおり新市において継続する。 4 中小企業融資制度については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金融資については、合併時に統合する。ただし、小企業者緊急経営資金については、合併時に廃止する。 (2) 利子補給金については、合併時に統合する。 5 観光行事については、現行のとおり新市において継続し、必要に応じて合併後に再編する。 	可決	第8回
23-20	勤労者・消費者関連事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用奨励金については、合併時に統合する。 2 勤労者資金融資制度については、合併時に統合する。 3 消費生活相談については、合併時に統合する。 	可決	第8回

合併協定項目		協議内容	協議状況	
番号	項目名		内容	状況
23-21	建設関係事業	<p>1 都市計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>(2) 広域的な立地適正化の方針については、現行のとおりとする。</p> <p>2 開発許可等に関するについては、合併時に統合する。</p> <p>3 景観計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>4 耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	可決	第8回
23-22	下水道事業	<p>1 下水道全体計画・事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	可決	第8回
23-23	市町立学校の通学区域、学校名		未協議	
23-24	学校教育事業		未協議	
23-25	文化・スポーツ振興事業	<p>1 文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>2 生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>	可決	第10回
23-26	地域コミュニケーション関係事業	<p>1 行政区運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 行政区への助成金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 区長協議会運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>4 地縁団体については、現行のとおりとする。</p>	次回以降 審議	第11回

合併協定項目		協議内容	協議状況	
23-27	生涯学習事業		可決	第10回
23-28	男女共同参画事業	1 男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 男女共同参画事業については、合併時に統合する。	可決	第10回
23-29	その他の事業		未協議	
24	新市基本計画	※平成28年 9月 2日 (第2回合併協議会) 策定方針決定 ※平成28年11月28日 (第3回合併協議会) 骨子決定	未協議	

1 4 関係規約等

- ・ 館林市・板倉町合併協議会規約
- ・ 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程
- ・ 館林市・板倉町合併協議会専門部会規程
- ・ 館林市・板倉町合併協議会事務局規程
- ・ 館林市・板倉町合併協議会財務規程
- ・ 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程
- ・ 館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

館林市・板倉町合併協議会規約

(設置)

第1条 館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 前条の合併協議会の名称は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 両市町の住民への協議経過等の情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから、これらを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市長及び副町長

- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会から選出された議員各3名
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
- (7) 協議会の設置請求代表者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は、公開とする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、両市町の長が協議し、会長が委嘱する監査委員2人が、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。

館林市・板倉町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、館林市及び板倉町の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(専門部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員等を出席させ、説明又は助

言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市町名	職名
館林市	副市長
	政策企画部長
	企画課長
板倉町	副町長
	総務課長
	企画財政課長

館林市・板倉町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、館林市にあつては部課長等及び板倉町にあつては課係長等の職にある者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策企画部会
総務部会
市民環境部会
保健福祉部会
経済部会
都市建設部会
議会・監査部会
教育部会

館林市・板倉町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務係
- (2) 計画係
- (3) 調整1係
- (4) 調整2係

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 係長
- (4) その他の職員

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整

(2) 事務局長の補佐

(3) 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときの職の代理

3 係長及びその他の職員は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、館林市職務権限規程（昭和56年館林市訓令第1号）の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局次長は、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

(1) 館林市及び板倉町との連絡調整に関すること。

(2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。

(3) 各種資料等の作成に関すること。

(4) 実務的な調査及び回答に関すること。

(5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。

(6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。

(7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

3 前各項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、館林市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 事務局が保有する公文書の公開については、館林市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、館林市の公印の取扱いの例によるものとする。

る。

(職員の服務)

第10条 事務局職員の服務及び勤務条件については、館林市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、館林市の一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

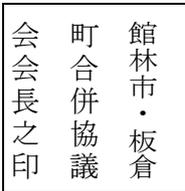
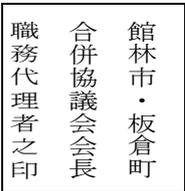
附 則

この規程は、平成29年2月7日から施行し、改正後の館林市・板倉町合併協議会事務局規程は、平成28年12月19日から適用する。

別表第1（第3条関係）

担当名	事務分掌
総務係	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会及び幹事会の会議に関すること。 5 合併資料の編さんに関すること。 6 報酬等の支給に関すること。 7 広報事業に関すること。 8 国・県との連絡調整に関すること。 9 住民説明会に関すること。 10 その他他の係に属さないこと。
計画係	1 合併市町村基本計画に関すること。 2 財政計画に関すること。
調整1係 調整2係	1 合併協定項目の調整に関すること。 2 その他各種事務事業の調整に関すること。 3 専門部会の会議に関すること。

別表第2（第9条関係）

名称	館林市・板倉町合併協議会 会長の印	館林市・板倉町合併協議会 会長職務代理者の印
寸法	方2.1センチメートル	方2.1センチメートル
書体	てん書体	てん書体
ひな型		
使用区分	一般文書用	一般文書用
管理者	館林市・板倉町合併協議会 事務局次長	館林市・板倉町合併協議会 事務局次長
個数	1個	1個

館林市・板倉町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）が負担する負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを速やかに両市町の長に送付するものとする。

4 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、協議会を招集する暇がないと認めるときは、第2条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、当該予算に係る予算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

3 第1項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを協議会に報告し、承認を求めなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の科目の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、館林市の予算の例により行うものとする。

2 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、館林市の例により、これを行うものとする。

2 協議会の出納員は、予算差引簿その他必要な帳簿を備え、適切に出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、規約第14条第1項の規定に基づき監査に付するものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを両市町の長に送付するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の科目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入	1 諸収入
3 県補助金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第2（第5条関係）

歳出予算の科目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

館林市・板倉町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長（以下「議長」という。）として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(発言の許可)

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

2 前項の会議録には、議長が必要と認めた事項のほか、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する出席委員2名が署名し、これを協議会の事務局（以下「事務局」という。）で保管するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。

(傍聴人)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名、住所を傍聴人受付票(別記様式第2号)に記入し、受付箱に投函しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号のほか、傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 前各号のほか、会議を妨害し、又は迷惑となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声の録音等をしてはならない。ただし、特に議長が必要があると認める者はこの限りではない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(規律)

第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動

をしてはならない。

- 2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称		
開催日時	年 月 日（ ） 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所		
議長氏名		
出席者氏名		
事務局氏名		
会議事項	議題	会議結果
会議経過	次ページのとおり	
会議資料		
会議録の確定	確定年月日	署名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

別記様式第2号（第11条関係）

傍聴人受付票

住所	
氏名	
一般・報道の別	一般 ・ 報道 (どちらかに○を付けてください)

館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 協議会委員等が協議会の会議等に出席したときの報酬は、日額8,300円とする。ただし、地方公共団体の長、その他の常勤職員及び議会の議員については、これを支給しない。

2 委員等が、協議会の職務を行うために旅行した場合及び委員等以外の識見者が協議会の依頼を受けて会議等に出席した場合は、費用弁償として実費を支給する。

3 前項の規定により支給する実費については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

(支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

15 委員名簿

(敬称略)

番号	規約	役職	氏名										
			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6～ 11回	第12回	第13回	第14回	第15回	
1	会長	館林市長	安樂岡一雄			須藤和臣(H29.4.4～)							
2	副会長	板倉町長	栗原実										
3	委員	1号 委員	館林市副市長		小山定男								
4		板倉町副町長	—			中里重義(H29.4.1～)							
5		2号 委員	館林市議会議長	向井誠	多田善洋 (H28.9.29～)	河野哲雄(H29.4.28～)				遠藤重吉 (H30.10.9～)			
6			館林市議会副議長	多田善洋	泉澤信哉 (H28.9.29～)	遠藤重吉(H29.4.28～)				斉藤貢一 (H30.10.9～)			
7			板倉町議会議長	青木秀夫									
8			板倉町議会副議長	荒井英世			—		今村好市(H29.6.6～)				
9		3号 委員	館林市議会議員	野村晴三						野村晴三 (H30.10.9～)			
10			館林市議会議員	高橋次郎			向井誠(H29.4.28～)			向井誠 (H30.10.9～)			
11			館林市議会議員	井野口勝則						井野口勝則 (H30.10.9～)			
12			板倉町議会議員	市川初江			荒井英世(H29.5.11～)						
13			板倉町議会議員	延山宗一			小森谷幸雄(H29.5.11～)						
14			板倉町議会議員	今村好市			(小森谷幸雄) ※重複委員						
15		4号 委員	館林市教育長	吉間常明									
16			板倉町教育長	鈴木優									
17		5号 委員	館林市区長協議会会長	山崎紀夫					野村和利(H30.4.25～)				
18			館林商工会議所会頭	河本榮一									
19			館林市農業委員会会長	福田榮次									
20			板倉町行政区長会会長	増田文和					青木文雄(H30.4.5～)				
21			板倉町商工会会長	市澤孝一			須藤稔(H29.1.10～)			小池敏郎(H30.5.22～)			
22			板倉町農業委員会会長	小野寺幸一				小林博(H29.7.24～)					
23			邑楽館林農業協同組合 代表理事組合長	江森富夫									
24		6号 委員	板倉町町長補佐	中里重義			—						
25		7号 委員	設置請求代表者	(青木秀夫) ※重複委員									
26		監査委員	館林市監査委員	高木貞一郎			早川勉(H28.12.3～)						
27			板倉町監査委員	江田音吉									